

輸出管理法における「みなし輸出」 「再輸出」に関する解釈

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

中国の輸出管理法が 2020 年 12 月 1 日に施行されてから 1 年以上が経過しました。本稿では、輸出管理法の立法過程から施行後においても大きな注目を集め、議論を呼んでいる「みなし輸出」、「再輸出」に関する理解について、最新の情報に基づき、詳しく解説します。

1. 「みなし輸出」

(1) いわゆる「みなし輸出」の定義

輸出管理は、典型的には、物や技術が一国の国内から国境を越え、他国へ輸出（移転）する行為に対する管理、規制が想定されます。一方で、特に技術に関しては、無形物であるため、物理的に国境を越えなくても、一国の国内の個人から他国の個人へ移転させることが可能かつ容易です。こうした一国の国内の個人から他国の個人への移転は、国境を越える移転行為と実質的に同様の効果を得られるため、輸出管理の枠組みの中で規制される場合があります。

米国輸出管理規則（Export Administration Regulations : EAR）では、米国内において外国籍者（米国永住権者は除く）に技術、ソースコードを開示（release）した場合、その外国籍者の国籍国または永住権を有する国に対する輸出とみなす旨の規定があり、一般的に「みなし輸出」と呼ばれます。

日本でも、外国為替および外国貿易法（外為法）上の技術情報等の取引（役務取引）に対する輸出管理の一環として、「居住者」から「非居住者」に対する一定の軍事転用可能な機微技術の提供を管理（輸出許可の取得を要求）しており、やはり一般的に「みなし輸出」管理と呼ばれています。

(2) 中国の輸出管理法上の「みなし輸出」規定の解釈

中国の輸出管理法 2 条 3 項では、輸出管理規制を、(ア)「中国国内から国外に移転される規制品目」と (イ)「中国の公民、法人および非法人組織が外国の組織および個人に提供する管理規制品目」に対して禁止または制限的措置を講じることと定義しています。

上記 (イ) では、提供行為が行われる場所について、地域的に限定されておらず、輸出管理規制は、中国国内において提供された場合にも適用され得ると解釈されます。

条文解釈の参考になる直近の情報としては、商務部国際貿易経済合作研究院の張威副院長による解説があります。中国商務部が 2021 年末に公開したウェブサイト「[中国輸出管理情報網](#)」上で掲載された「[輸出管理法についての解説動画](#)」の中で言及されたものです。同解説動画において、張副院長は、米国法上の「みなし輸出」の概念を解説した上で、「中国輸出管理法 2 条の規定は、貨物とサービスも管理規制品目から除外していない点では、米国法と異なる」と説明しています¹。

このように、中国の輸出管理法上の「みなし輸出」は、「非居住者」への提供を規制する日本の外為法とは異なり、「国籍」ベースで規制する点では米国法と共通していると言えます。一方、条文上、貨物（およびサービス（役務））も規制の対象としている点では、米国

¹ なお、商務部国際貿易経済合作研究院は、中国商務部直属の研究機構であり、本解説は、半公式的な見解と受け取ることができると考えます。

と日本のどちらとも異なる独自の内容となっています

なお、輸出管理法 2 条 3 項の規定は、草案段階¹から修正がなされないまま公布に至っています。本項の規定によって、規制対象が技術に限定されず、管理品目全体に及ぶ可能性があることや、同一企業内の外国人社員等との技術共有等も含めて対象となり得ることから、「日常的な企業内活動に支障をもたらす可能性がある」として、草案公表時から各国の関係者による懸念が表明されました。そうした中で、各国の関係者からは「中国国内企業・組織の構成員を適用対象から除外」「国際輸出管理レジーム技術とソースコードへの適用対象の限定」などが提言されていました。

輸出管理法の施行後、2021 年 4 月に商務部が「両用品目輸出管理の内部コンプライアンスガイドライン」²（以下「ガイドライン」）を公布しました（「ガイドライン」の詳細は「[両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見の概要](#)」および「[同指導意見の実務上のポイント](#)」参照）。「ガイドライン」では、輸出管理内部コンプライアンス体制の一環として、全面的なリスク評価が必要としており、また、「外国籍従業員を雇用し、管理規制技術関連業務に従事させる場合、輸出許可を取得する必要がある」と明記しています（三（一）3）。この規定からも、中国国内企業の外国籍の従業員に対して管理規制品目を提供することは、輸出管理法 2 条 3 項で定める輸出規制の対象行為となると解釈されます。ただし、提供行為の明確な定義や、「管理規制技術関連業務」の具体的範囲など、実務上、不明点はなお存在していると考えます。

2. 再輸出

(1) 米国法上の再輸出規制

米国 EAR では、米国産品を米国内から米国外へ輸出する場合だけでなく、一度他国（例えば日本）に輸出した米国産品、または他国で加工されたが米国産品が一定比率以上を占める製品をさらに第 3 国（たとえば中国）に再輸出する際などにも、米国の輸出管理規制に従う必要があると定めています³。すなわち、こうした場合、米国の輸出管理規則は、域外適用されることとなります。

(2) 中国輸出管理法上の「再輸出」の解釈

中国輸出管理法 45 条では、管理規制品目の「通過、中継、通運、再輸出など」については、本法の関連規定を適用すると規定しています。条文の文言上、再輸出は、中国に輸出された管理規制品目を再度中国国外に輸出する行為（**reshipment**、「積み替え」、「積み戻し」）とも読み取れます。一方で、商務部による最初の草案（2017 年 6 月公表）では「管理規制品目または中国管理規制品目の価値が一定の割合に達した外国産品を、国外からその他の

¹ 輸出管理法は、商務部による草案（2017 年 6 月 16 日公表）、全人代常務委員会第 1 次草案（2019 年 12 月 28 日公表）、全人代常務委員会第 2 次草案（2020 年 7 月 3 日公表）の 3 稿の草案を経て、2020 年 10 月 17 日に制定されています。

² 両用品目輸出事業者の輸出管理規制内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見（商務部公告 2021 年第 10 号、2021 年 4 月 28 日公布、施行）の付属文書として公布されています。

³ EAR §734.3

国（地域）に輸出する場合は、本法を適用する」と規定しており、2. (1) で前述の米国 EAR の規定と同様の意味（re-export）で使われていると考えられます。この規定は、その後の草案では削除され、最終的に、再輸出について明確な定義がされないまま正式に施行されました。

1. (2) で紹介した「中国輸出管理情報網」に掲載されている「輸出管理法についての解説動画」では、45条に規定する「再輸出」は、「外国に輸出した管理規制品目を第3国にさらに輸出すること」と解説しており、中国の輸出管理法は域外の個人、企業等にも適用されると説明しています。ただし、「再輸出」において、どのように国外の個人、企業に対し中国の輸出管理法を域外適用し、執行するか、特に具体的な説明はありません。

また、輸出管理法の域外適用と執行に関しては、輸出管理法16条において、管理規制品目の最終利用者（エンドユーザー）に対し、中国の輸出管理部門の許可なしに、関連する管理規制品目を第3者に譲渡しないと約束することを求めている点との関係なども、今後明確にされることが期待されます。

中国国務院新聞弁公室は2021年12月29日、「[中国の輸出管理に関する白書](#)」を公表しました。同白書に関する記者会見において、商務部は輸出管理法の関連法規の早期制定に言及しました。2022年前半には、輸出管理法の実施細則の意見募集稿が公表され、年内に施行される可能性があり、「みなし輸出」「再輸出」に関してより具体的な規定が公表されるのではないかともいわれています。引き続き、立法および実務の動向について注目する必要があります。

森・濱田松本法律事務所
弁護士 石本 茂彦
弁護士 鈴木 幹太
中国律師 沈 暘

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210084>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp